

(資料) 会計年度任用職員の服務等

## 1 服務

地方公務員法上の服務に関する以下の規定が適用されます。また、服務の宣誓を行わなければなりません。

服務規定	内容
法令等及び職務上の命令に従う義務	職務遂行にあたり、法令、条例、規則等に従うとともに、上司の職務上の命令に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
守秘義務	職務上知り得た秘密を漏洩してはなりません。また退職した後も同様です。
職務専念義務	職員は、勤務時間と注意力の全てを職務遂行のために用いなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員に就くこと、これら政治的団体の運動を行うことは禁止されています。 また、選挙における勧誘運動や署名運動の企画実践など政治的行為をすることはできません。
争議行為等の禁止	住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為はできません。また争議行為の企画、共謀、示唆することも禁止されています。
営利企業従事制限	適用除外（パートタイム）

## 2 分限・懲戒

常勤職員同様、分限、懲戒処分の対象となります。